

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

- 企業間の連携等、オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- サプライチェーン間の情報共有と地域企業間の連携強化を図り業務効率化に取り組めます。
- 継続的な取引を維持するために、市場動向などの情報提供を通じた企業間連携を推進する。
- 大手ディーラーなどでは出来ない地域密着型の極めの細かいサービスを提供し、お客様のあらゆる要望に対応していくことで、地域経済の発展に貢献するとともに、商工組合を含めた地域内の連携を図る。

b. 人材育成

- 自動車整備振興会を中心にして地域の自動車整備工場との連携により、次世代自動車への対応等、人材確保を含め自動車整備技術の高度化を進めます。
- 顧客対応が困難な場合に情報を共有し、お客様ファーストのサービス提供に取り組むことで顧客満足を獲得し、業界全体の評価向上に努めます。

c. 専門人材マッチング

- 他企業(業界)との交流を強化し、業界を超えて人材等に関する情報交換が行える環境を積極的に整備します。
- 社内で、専門人材の育成に関する教育訓練の情報を共有するとともに、社員の性格や希望等を考慮し、適材適所への配置を心掛けることで専門人材育成とマッチングを進めます。

d. グリーン化の取り組み

- 環境負荷の少ない商品や環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達を行います。
- 業務効率の改善や設備機器の更新、グリーン化に配慮した車両や部品の調達に努め二酸化炭素排出量の低減に努めます。(脱炭素化を推進)

e.健康経営に関する取組

○従業員等の健康管理や健康増進の取り組みを「投資」と捉え、様々な従業員が働きやすい職場環境づくりに努め、従業員が能力を最大限に発揮し、健康に長く働き続ける事が出来る職場づくりを実現していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金又は、振込みで支払います。

約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

○地域密着の会社として地域貢献への取り組みを推進します。

○取引先との長期的な信頼関係の構築や状況把握を踏まえた取引改善に繋がります。

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2025年9月24日

有限会社吉村オートサービス

企 業 名

代表取締役 吉村篤孝

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。